

## 審査基準

### I 審査方法

審査は、令和4年度「トップレベルのアーティスト等の人材育成及びキャリア形成支援を通じた文化芸術のグローバル展開事業」実施業務における事業者の審査、評価及び選定を行うための企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、書類選考を実施する。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員会委員は、IVに示す評価項目ごとに、評価基準に基づき点数化したものがその企画提案の評価点となる。

### III 採択案件の決定方法

予算規模の範囲内において、評価点が最も高いものを採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一を採択案件に決定する。

ただし、評価点（全審査委員会委員の得点合計の平均）が50点を下回る場合は採択しない。なお、審査委員会は非公開とする。

### IV 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

#### [評価基準]

20点・・・特に優れている	5点・・・やや劣っている
15点・・・優れている	2点・・・劣っている
10点・・・普通	

#### [評価項目]

##### 1 事業計画に関する評価

- ① 企画提案書に記載された事業計画の内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであること。
- ② 事業計画の内容が具体的であり、かつ、計画性、実現性及び効率性を有していること。
- ③ 事業計画の支出及び収入等、経費予定額の積算が適切であること。

## 2 事業主体に関する評価

- ① 企画提案書に記載された内容を実施可能な組織体制を具体的に有していること。
- ② 業務及び経理処理の適切な管理と遂行ができる組織体制を有していること。

## 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### ※「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

#### ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限り（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

#### ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定

（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2.4点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

#### ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝3点

#### ○上記に該当する認定等を有しない場合＝0点